

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	紀宝町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	紀宝町長	税務住民課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	氏名、生年月日、性別、住民区分、世帯主氏名、続柄、住所、住定日、住定事由、届出年月日、異動前住所、転入前住所、転出先住所、記載事由、消除事由、宛名番号、世帯番号、個人番号、住民票コード (日本人について) 本籍地、筆頭者 (外国人について) 通称名、併記名、国籍等、第30条の45に規定する区分、在留資格、在留カード等の番号、在留期間等、在留期間等の満了の日	
記録範囲	紀宝町に住民登録を有するもの	
記録情報の収集方法	本人、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 紀宝町役場総務課	
	(所在地) 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令(法律又はこれに基づく命令)の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="radio"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="radio"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		